

「個人番号カード特急発行用タブレット端末導入及び通信サービス利用業務」 に関する仕様書

1 業務名

個人番号カード特急発行用タブレット端末導入及び通信サービス利用業務

2 目的

令和6年12月2日に施行される番号法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号カードの特急発行に対応するタブレット端末の導入を行うもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年11月30日までとする。

(物品の使用、利用料の発生開始は令和6年12月1日から(予定))

4 業務の内容

本業務の内容は、次の(1)～(6)の項目を一括して行うものとする。

(1) タブレット端末等の納入

以下の仕様を満たすタブレット端末15台機器一式を納入すること。

- ① 機 種 Android タブレット
- ② O S Android OS 14.0以上
- ③ C P U 8コア 1.8GHz以上
- ④ ス ト レ ー ジ 64GB以上
- ⑤ 重 さ 530g程度以下
- ⑥ デ ィ ス プ レ イ 1,920mm×1,080mm以上
- ⑦ 無 線 L A N IEEE 802.11a/b/g/n/ac が利用可能
- ⑧ 付 属 品 電源アダプタ
- ⑨ N C F タブレット本体に搭載(個人番号カード読取り可能)
- ⑩ Web カ メ ラ 800万画素以上
- ⑪ アプリケーション マイナポータル、JPKI 利用者ソフトが動作すること

なお、契約期間満了後のタブレット端末の所有権の帰属については別途協議を行うこととする。

(2) 通信サービスの提供(モバイルルータ)

以下の仕様を満たすモバイルルータを14回線(機器含む)提供すること。

- ① タブレット端末で利用可能な5G/4G/LTE通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。
- ② 1ヶ月あたり1台に対して30GB以上のデータ通信量を確保し、できるだけ大容量の通信を可能とすること。また、最低でも30GBまでは通信速度が制限されないこと。

- ③ データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額であること。
- ④ インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- ⑤ 有害サイトへのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能が提供可能であること。
- ⑥ 電波が入りにくい建物やエリアについては、無償で電波の改善対策を実施できること。

(3) タブレット端末初期設定等の実施

以下の条件を満たす初期設定等を実施し、納入すること。

- ① タブレット端末の初期設定は次の作業を行うこと。なお、詳細な内容は別途協議する。
 - ・管理番号やサポートダイヤル等のラベルシール貼付作業（ただし機器に本市の管理番号等を貼付して良い場合は不要とする。）
 - ・その他必要な初期設定作業（別途協議）
- ② 作業前に作業計画書を作成し、本市と事前に協議すること。
- ③ 管理台帳を作成すること。
- ④ 1台毎に設定シートを作成し、指定するメールアドレス・ID・パスワードを登録すること。
- ⑤ OSを最新のバージョンにアップデートすること。

(4) MDM 機能（モバイルデバイス管理機能）

① 管理画面

指定する1台のタブレット（本庁市民課での使用を想定）をMDM管理機として、インターネットのwebサイト上で管理画面を閲覧でき、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。

② 機能

アンチウイルス機能、アプリ配信機能、不正アプリインストール検知など

※アンチウイルス機能はMDMで不可の場合、別アプリケーションのインストールでも可。

③ 設定項目

データ通信回線の利用中断・再開、リモートワイプ、リモートロック（MDM管理機から遠隔操作可能であること）

④ 情報取得

Androidのバージョン情報、インストール済みアプリケーション（バージョンを含む）

⑤ 設定支援

管理端末への設定やプロファイルの作成などは本市で実施するが、マニュアル提供等により支援を行うこと。

(5) 保守

以下の保守を提供すること。

- ① タブレット端末の利用またはトラブルに関する問い合わせに対応すること。
- ② タブレット端末紛失及び盗難時は本市からの連絡を受付け、遠隔によるロック・利用中断・初期化の対応を行うこと。
- ③ タブレット端末には、契約期間中の製品保証サービスを付与すること。
- ④ 本市の過失によらない故障対応時は、故障端末の状況により、無償交換のほか、接続確認、必要な初期設定等（納品時の状態を担保）を実施すること。
- ⑤ 端末故障対応は、問い合わせを受けた時間から、24時間以内に対応を開始し、その後迅速に対応を完了させること。
- ⑥ 保守の範囲内で復旧したタブレット端末についても、必要に応じて初期設定を行い、納品時と同等の状態にすること。

5 共通事項

(1) セキュリティ

- ① 端末ごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制御がなされていること。
- ② 利用ログが記録され、必要な場合に本市に対して提供可能であること。
- ③ 第三者による不正使用または情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。

(2) 基本マニュアルの提供

以下の基本マニュアルを提供すること。

- ① タブレット端末設定マニュアル
- ② セットアップ ID 取得マニュアル／リセットマニュアル
- ③ 利用者マニュアル
記載にしたがった操作をすれば、支障なく簡単に関係サービスを利用できること。
- ④ 管理者マニュアル
関係サービスについて、利用アカウント及びその権限の管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載すること。

6 納品

- (1) 納入日は、令和6年12月中旬とする。ただし、機器の準備等に要する期間を考慮し、本市と相談の上、実際の納入日を決定する。
- (2) 納入はタブレット端末、モバイルルータを同時に納入すること。
- (3) 納入の際は、端末一覧などを付加した納品書を提出し、本市の検査を受けること。
- (4) 不要な梱包材は可能な限り引取り及び処分を行うことが望ましい。

7 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。
 - ① 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに省令等
 - ② 久留米市情報セキュリティ規則
 - ③ 個人情報の保護に関する法律
- (2) 本業務の一部を、代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。